

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 9 月 1 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380807

研究課題名(和文) 地域生活定着支援事業の現状と課題：ソーシャルファームの可能性と地域社会の理解

研究課題名(英文) The current status and issues of the regional community support centers for offenders: potential of social firms and the importance of understanding and support from local communities

研究代表者

浜井 浩一 (HAMAI, KOICHI)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：60373106

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：地域生活定着支援センターの現状と課題を探るため、調査票を使った質問紙調査を実施した結果、センターが有効に機能するためには、地域社会の理解と協力が不可欠であること、それらを獲得するためには、組織としてのセンターの基盤整備を行い、長期的な展望に立った業務運営が可能な体制を作ることの重要性が確認できた。また、イタリアとノルウェーに対する調査では、受刑者の社会復帰においてソーシャルファームを活用することが、就労支援としてだけでなく、地域の包摂力を高める意味でも有効であること、また、受刑者の更生には、司法と福祉との連携だけでなく、就労や住宅までを含めた一貫性のある支援が重要であることがわかった。

研究成果の概要(英文)：We conducted surveys on the current status and problems of the regional community support centers which have established since 2009 for the elderly and handicapped offenders. We created two questionnaires, one for each center and another for individual staff members. More than half of the centers and staff members replied to the questionnaires. We found that the centers cannot do any long term investment due to lack of financial basis to facilitate their activities and to develop collaborative relationships with the local communities. In addition, we conducted field surveys by interviewing experts in the area of treatment of offenders in Italy and Norway, especially by focusing on social firms. We found that provision of comprehensive, seamless services from prison to community, are very important in order to rehabilitate the offenders successfully. Social firms are very effective not only to provide offenders with jobs, but also to strengthen a solidarity in the community.

研究分野：犯罪学

キーワード：刑務所 受刑者 更生 ソーシャルファーム 司法と福祉の連携 イタリア ノルウェー 地域生活定着支援センター

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者である浜井らの研究によって、日本では少子高齢化によって、犯罪そのものは減少しているものの、1995年以降、高齢犯罪者が総人口の高齢化率を超えて増加していること、更には中高年における再犯率が上昇していることが判明した。再犯を含めた中高年者の犯罪率の上昇は、日本において、中高年を支える社会的基盤そのものが弱体化している可能性を示している。

さらに、浜井らの研究によって、日本では刑事司法が他の社会システムから独立（孤立）し、福祉との連携がほとんどないため、（社会的基盤を失って）罪を犯した者が、更生のために必要な支援を受けることができず、累犯化し、それゆえに実刑となりやすいことがわかった。彼らの多くは、実刑となることで社会との関係が更に希薄となり、累犯化が加速される負の連鎖に陥りがちである。

上記のような研究結果を受け、日本においても、2009年から地域生活定着支援センターが全国に設置されるようになった。この事業は、帰る場所のない高齢者や障害者が刑務所を出所する際に、特別な環境調整として福祉施設など地域での受け皿につなぐことを目的としている。しかし、現実にセンターが業務を開始してみると、受刑者を福祉施設等につなぐためには様々な課題のあることがわかってきた。まず、圧倒的に地域の受け皿が絶対的に不足していること、つないだ後のアフターフォローが不足していること、犯罪性に応じたプログラム（処遇上のノウハウ）が不足していること、更には地域や福祉施設に罪を犯した者に対する根強い偏見等のあることなどである。

こうした問題を解決する方向性を探るために、研究代表者である浜井は、諸外国の状況、特に刑務所の高齢化やそれに対する対策を中心に調査を進めてきた。その結果、英米圏を除く西欧先進国において、刑務所の高齢化が顕著に進行し、社会問題化している国はほとんどないということが判明した。福祉先進国である北欧では、受刑者の高齢化どころか、高齢犯罪者の増加すら発生していない。日本に次いで高齢化が進行し、財政赤字を抱えているイタリアにおいてすら、70歳以上の高齢者はほとんど刑務所には収容されていなかった。彼我の違いが何によるものかを探ることは日本の犯罪者処遇に大きな意味を持つ。

### 2. 研究の目的

本研究は、罪を犯した者の社会復帰（更生）を促進する上で、地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）の運用によって可視化されるようになった課題を明らかとし、それらの課題を克服する方法を諸外国の先進的な取り組みを参考に検討しようとするものである。

外国調査としては、ノルウェーとイタリア

を中心に、罪を犯した者が社会復帰をする上で最も重要な要素となる受け皿の確保と地域の理解に焦点を当てた調査研究を実施する。なお、本研究では、高齢者や障害者に対する支援だけでなく、罪を犯した者の受け皿としての就労支援の重要さに鑑み、社会的弱者を雇用することで社会に貢献することを目指したソーシャルファームの活動にも焦点を当てて調査研究を行う。

本研究では、次の三点についての調査研究を行う。

（1）地域生活定着支援センターに対する聞き取り調査及び質問紙調査を実施して、センターの現状と課題を分析する。

（2）イタリアにおける社会協同組合（ソーシャルファーム）に焦点を当て、そのノウハウや活動内容をビジネスモデルも含めて調査し、日本への導入の可能性を探る。

（3）世界で最も寛容で包摂的な（刑事）政策を実践しているノルウェーについて、寛容で包摂的な政策を支持する世論（社会）を作り出している社会的仕組みを調査する。

### 3. 研究の方法

研究は、以下の3段階で実施した。

(1) 研究準備段階：まず、全国地域生活定着支援センター協議会の協力を得て、長崎県地域生活定着支援センターなど先進的な取り組みをしているいくつかの地域生活定着支援センターの職員に対するインタビュー調査を実施し、具体的なケースに基づいて現状と課題を調査・整理した。そして、その結果に基づき、調査票を作成した。

また、イタリアのソーシャルファームである社会協同組合についての予備的調査を行い、受刑者の就労の受け皿として成功している社会協同組合をリスト化し、その中からビジネスとして成功している（持続可能な）社会協同組合の絞込みを行った。

(2) 本調査実施段階：上記に基づき、地域生活定着支援センターに対する質問紙調査及び海外調査を実施した。

第一段階の準備研究に基づいて、地域生活定着支援センターにおける課題を整理した構造的な調査票（質問紙）を作成し、全国の地域生活定着支援センターに対して、質問紙による調査を実施した。調査は、全国すべての地域生活定着支援センターと、そこに勤務する（センター長を含む）相談員を対象に、2014年8月10日から同年10月31日までの間に、郵送・自己記入方式によって実施した。なお、調査票はセンターを対象とする「支援実態調査票」と支援職員を対象とする「意識調査票」との2つから構成されている。「支援実態調査票」では、センターごとに、2013年度における支援状況（実態）について尋ねている。

海外調査としては、イタリアのトリノ刑務所を中心に活動している有力な社会協同組合を訪問して、その活動内容だけでなく、持続可能な経営を可能にするためのビジネス

モデルについても詳細な聞き取り調査を行った。また、イタリアについては、トノリ刑務所での調査で明らかとなった、ミラノのボラーテ刑務所の取り組みについて追加調査を実施することとし、最終年度にボラーテ刑務所を訪問し、そこで活動する社会協同組合について詳しい調査を実施した。

また、ノルウェーについても、首都オスロにある警察大学校及び矯正大学校のほかオスロ近郊の刑務所等を訪問し、職員等にインタビュー調査を実施し、警察官・刑務官の養成カリキュラム、職業意識、刑事司法と市民や福祉機関等との連携のあり方について詳しく調査した。また、ジャーナリスト等にもインタビュー調査を実施した。その上で、2011年にオスロで発生したテロ事件をめぐる政府の対応やマスコミ報道、世論の動向を調査・整理しつつ、メディアリテラシー教育、市民とマスコミの関係やそれらと市民の司法参加との関係について、犯罪者を含めて社会的弱者を包摂することを支持する世論形成・市民教育の在り方についても調査を実施した。

(3)研究成果のまとめと公表：上記で実施した地域生活定着支援センターに対する調査結果を集計・分析し、その成果の一部を2015年度の犯罪心理学会で報告するとともに、同年度末に調査報告書を刊行した。また、2016年度には、日本犯罪社会学会においてテーマセッションを企画し、報告書を配布するとともに、その成果を公表した。

イタリアやノルウェーに対する海外調査の結果を季刊刑事弁護等の雑誌論文にまとめるとともに、イタリアとノルウェーから専門家を招き2016年度に、それぞれについて国際シンポジウムを開催し、研究成果を公表した。

#### 4. 研究成果

以下、地域生活定着支援センターに対する質問紙調査と海外調査の結果について簡単に紹介する。

##### (1)地域生活定着支援センター調査

「支援実態調査票」については全国48センター中31センターから、「意識調査」については42センター、129人から回答があった。回答率は、「支援実態調査票」が64.6%、「意識調査」については、地位生活定着支援センターの正確な総職員数は不明であるが(厚生労働省の指針では各センター最大6人)、センター単位で87.5%、職員単位でもおそらく50%以上の回答率であったと考えられる。

支援のプロセスに沿って、支援件数や支援被支援者の属性や事例を分析した結果、各センターで特別調整対象者が地域生活に送れるようになるまでかなりの調整を行っていることが示された。しかしながら、このような複雑な調整をおこなう能力を持つ相談員を配置するには、センター運営予算は十分ではなく、運営が困難であることが示された。

また、こうしたセンターの運営基盤の脆弱性は、職員の養成など円滑に地域生活に移行するための支援を長期的な視野で構築することにも影響していることが示された。

支援担当者の業務に対するやりがいについては、全体の89.2%がやりがいを感じると回答していた。理由として多かったのは、「対象者が再犯せず、地域において安定した生活を継続できている場合に、やりがいを感じる。」というものであった。この他、社会のために自分が役立っていることに対するやりがい、自らのスキルが高まることに対するやりがい、他機関との連携に対するやりがいを感じている回答などがみられた。

また、支援担当者が罪を犯した高齢者や障害者が地域での生活をつくるために何が必要と感じているのかについて調査を行った。これについては、「地域の理解」という回答が最も多かった。しかしながら、現在では、市民に対する周知活動を行う手段が確立されておらず、周知不足の改善が重要であることがわかった。また、「本人の居場所や役割など、ここにいってもいいと思える場所や仕事、生きがいなどが必要である」という意見が多くみられた。

なお、地域生活定着支援センターに対する調査の成果報告としては、2016年3月に『地域生活定着支援センター業務に関する調査報告書』を刊行するとともに、2016年10月29日甲南大学で開催された日本犯罪社会学会の大会において、テーマセッション「地域生活定着支援事業の現状と課題 地域生活定着支援センターに対する調査結果から見えてきたもの」を開催した。

##### (2)イタリア調査(社会協同組合を中心に)

イタリアのトリノ刑務所及び(ミラノ)ボラーテ刑務所では、社会協同組合というソーシャルファームが、刑務所と協力してビジネスを起業し、受刑者を直接雇用することで就労支援を実施している。これら社会協同組合について調査した結果、以下のことが判明した。ビジネスとして成功し、継続して就労場所を提供するこのできている社会協同組合には、以下の三つの特徴が存在する。

一つ目は、サービスや製品の質に関するものである。社会協同組合がビジネスとして成功するためには、提供されるサービスや製品がその質と価格において市場競争力をもたなくてはならない。当然のことであるが、小規模な社会協同組合は、大企業のようにコストを抑えて低価格で勝負する戦略はとることができない。したがって品質で勝負する必要がある。その利点を最も生かせるのが食料品であり、ビジネスとして成功している社会協同組合は、その多くがレストラン事業や食料品の生産を行っている。その上で成功の鍵となっているのが地産地消である。無農薬・無添加の地元の食材などを使用して、手作りなどの付加価値を加えることが重要

である。

二つ目は、販売戦略と流通である。どんなに質の良い商品を作っても、その価値を認めてくれる消費者に届かなければ意味がない。トリノ刑務所で活動している社会協同組合 Pausa Café は、スローフード協会が経営する Eataly や生活協同組合に商品を卸して販売を委託している。どちらも地球に優しい安全・安心な食品を提供することで大手スーパーに対抗している小売店であり、そこに販売を委託することで、イタリア発祥のスローフードや連帯という文化的な付加価値が加わり刑務所作業製品というマイナスイメージをプラスに転換することに成功している。

三つ目は、社会協同組合で働いている人が共通に話していた地域との連帯である。社会協同組合は、そこで働く人たちだけでなく、地域社会との連携がなければ決して成功しない。それは、社会的に困難な人たちを支援し、彼らとともにその地域で生きていくということであり、高品質で安全・安心なサービスや商品を提供することで地域社会に貢献することでそれが可能となる。

さらに、ボラーテ刑務所は、単に社会協同組合を積極的に導入しただけでなく、刑務所処遇のあり方そのものを変えることで、刑務所と社会の間にある精神的な壁を崩すことに成功した。ボラーテ刑務所改革を成し遂げた前所長のルチア・カステラーノ(現司法省保護局長)は、改革の基本として次の三つを挙げている。刑務所内を特殊な刑罰空間ではなく、社会と同じ人間が暮らす普通のコミュニティに戻すこと。それは、個々の受刑者に生活上の自主性を認めると同時に、責任を持たせ、ルールを守って自律的に生活をさせることである。外部通勤など地域社会における受刑者処遇のために法律が用意しているすべての手段を、その利用が許されるための時間的条件がクリアされ次第、最大限活用する。地域社会から多くのボランティアに刑務所の中で活動してもらうと同時に、受刑者を積極的に地域社会に出して活動させることで、地域社会と受刑者の交流を活性化させる。受刑者は、刑期を終えると必ず社会に戻ってくる。刑務所の中が地域社会と異なる特殊な空間である限り、円滑な社会復帰は困難であり、刑務所での生活が社会復帰のための準備となるようなものでなければならぬという信念がそこにはある。こうした改革によって、ボラーテ刑務所は受刑者の再入率を10%近く低下させることに成功している。

なお、イタリア調査の成果報告としては、弁護士向けの専門雑誌「季刊刑事弁護」において数度にわたり連載するとともに、2017年2月20日に前ボラーテ刑務所長のルチア・カステラーノと欧州社会的企業研究所のサラ・デペードリ研究員を招いて日伊シンポジウムを龍谷大学において開催した。

### (3) ノルウェー調査

ノルウェーの刑務所は、イタリアのボラー

テ刑務所改革のモデルともなっており、ノルウェーの刑罰を含む刑事政策全体が罪を犯した人の社会復帰を第一の目的に制度設計されている。ノルウェーで警察官や刑務官になるためには、まず、警察大学校や矯正大学校に入学し、そこでの3年間の教育課程を修了する必要がある。両大学校とも、教育内容は多岐に及び、法執行官としてだけでなく、対人支援の専門家としての訓練を受け、警察官、刑務官ともに高度な専門性を持つ専門職とみなされている。

受刑者に対する就労支援についても、ノルウェー政府が2006年に就労支援と福祉支援をワンストップ対応するために設置したNAV(ノルウェー労働・福祉局)が刑務所に駐在官を派遣するなど様々な対策が採られている。もともと、ノルウェーの刑務所には常勤のソーシャルワーカーが勤務し、帰住予定においても担当ソーシャルワーカーが指名されていたが、これに加えてNAVが生活支援と就労支援を一体的に実施することで、ノルウェーの受刑者に対する居場所と出番の確保がより確かなものとなった。

なお、ノルウェー調査の成果報告としては、「季刊刑事弁護」においてその概要を紹介するとともに、2016年9月24日に大阪市立大学都市研究プラザの協力を得て、矯正大学校長のハンス・ヨルゲン・ブリュッカー、NAV研究者のアンジェリカ・シャフトらを招いてシンポジウム「北欧とアジアに学ぶ刑務所出所者の社会的包摂」を開催した。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計14件)

浜井浩一、再犯率60%から18%へ ミラノ・ボラーテ刑務所の奇跡：社会協同組合と刑務所文化の破壊、季刊刑事弁護、査読無、89号、2017、143-151

津島昌寛、失業と財産犯罪：年齢別検挙人員を用いた時系列分析、罪と罰、査読無、54巻2号、2017、33-44

浜井浩一、イタリアの少年司法制度、季刊刑事弁護、査読無、87号、2016、172-179

浜井浩一、イタリアの包摂を支えるもう一つの専門職：専門教育士(educatore professionale)、季刊刑事弁護、査読無、85号、2016、179-183

浜井浩一、第3回日本更生保護学会大会の学会企画シンポジウムと第4分科会の報告-ヨーロッパの社会内処遇：更生保護とソーシャル・インクルージョン・イタリアの社会内処遇、更生保護学研究、査読無、7号、2015、53-59

浜井浩一、社会問題としての再犯、月間司法書士、査読無、517号、2015、4-15

浜井浩一、イタリアのソーシャルファーム(社会協同組合)、季刊刑事弁護、査読無、83号、2015、94-100

浜井浩一、ノルウェーの犯罪学者ニルス・クリスティが目指した刑事司法、季刊刑事弁護、査読無、82号、2015、160-166

浜井浩一、社会復帰に向けたノルウェーの刑事政策、季刊刑事弁護、査読無、81号、2015、154-161

浜井浩一、高齢者・障がい者の犯罪をめぐる議論の変遷と課題：厳罰から再犯防止、そして立ち直りへ、法律のひろば、査読無、67巻12号、2014、4-12

浜井浩一、日本福祉図書文献学会第16回全国大会 基調講演論文 罪を犯した人の更生における福祉の役割：刑務所が福祉施設化する現状とその解決策を探る、福祉図書文献研究、査読無、13号、2014、3-14

浜井浩一、厳罰から司法と福祉の連携による再犯防止へ：地域生活定着センターの誕生と課題、季刊刑事弁護、査読無、79号、2014、194-201

浜井浩一、知的障がい者と刑事弁護：反省ではなく更生を意識した刑事弁護とは、季刊刑事弁護、査読無、77号、2014、165-171

我藤諭・浜井浩一 被疑者・被告人となった高齢者・障がい者への弁護活動と弁護士の意識調査、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読無、3号、2013、88-115

〔学会発表〕(計6件)

Koichi Hamai, Anatomy of the myth of Japan, the safest country in the world; how has Japan maintained a low crime rate, The 29th Annual Australian and New Zealand Society of Criminology conference, 2016.12.1, Hobart, Tasmania, Australia

Koichi Hamai, Crime and Punishment in Japan, a rapidly aging society, The 71th Annual meeting of American Society of Criminology, 2015.11.20, Washington Hilton.

浜井浩一、イタリアの更生保護(学会企画

シンポジウム:ヨーロッパの社会内処遇～更生保護とソーシャルインクルージョン～)、日本更生保護学会、2014.12.6、龍谷大学

我藤諭、「支援実態調査」の結果について(テーマセッション:地域生活定着支援事業の現状と課題 地域生活定着支援センターに対する調査結果から見えてきたもの)、犯罪社会学会、2016.10.29、甲南大学

松尾多英子、「職員意識調査」の結果について(テーマセッション:地域生活定着支援事業の現状と課題 地域生活定着支援センターに対する調査結果から見えてきたもの)、犯罪社会学会、2016.10.29、甲南大学

益子千枝、センター職員として調査結果から考えたこと(テーマセッション:地域生活定着支援事業の現状と課題 地域生活定着支援センターに対する調査結果から見えてきたもの)、犯罪社会学会、2016.10.29、甲南大学

〔図書〕(計1件)

浜井浩一責任編集、岩波書店、犯罪をどう防ぐか(シリーズ刑事司法を考える第6巻)、2017

6. 研究組織

(1)研究代表者

浜井浩一 (HAMAI KOICHI)  
龍谷大学・法学部・教授  
研究者番号:60373106

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

津島昌寛 (TSUSHIMA MASAHIRO)  
龍谷大学・社会学部・准教授  
研究者番号:60330023

(4)研究協力者

我藤諭 (GATO SATOSHI)  
龍谷大学・矯正・保護総合センター・嘱託  
研究員